

(1) 学 則

第1章 本校の目的

(目的)

第1条 本校は、教育基本法の精神にのっとり、学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第1章の2 自己評価等

(自己評価等)

第1条の2 本校は、その教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本校は、前項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別に必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - (2) 土曜日及び日曜日
 - (3) 開校記念日 6月2日
 - (4) 夏季休業 8月15日から9月25日まで
 - (5) 冬季休業 12月26日から1月7日まで
 - (6) 学年末休業 3月20日から3月31日まで
- 2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。
(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員、教育研究共同利用施設及び職員組織 (入学定員及び学級編成)

第7条 学科、学級数、入学定員及び学級編成は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機 械 工 学 科	1	40 人
電 気 工 学 科	1	40 人
制 御 情 報 工 学 科	1	40 人
物 質 工 学 科	1	40 人
経 営 情 報 学 科	1	40 人

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるとときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(学科の目的)

第7条の2 本校の学科の目的は、次のとおりとする。

学 科	目 的
機 械 工 学 科	工業製品の研究開発、設計、生産技術などに係わる実践的機械技術者を養成する。
電 气 工 学 科	電力、電子・制御、情報・通信などの分野の実践的電気技術者を養成する。
制 御 情 報 工 学 科	情報通信技術を駆使し、ロボットなどの動きを制御することができる実践的情報技術者を養成する。
物 質 工 学 科	化学工業又は生物工業における開発、生産などに係わる実践的技術者を養成する。
経 営 情 報 学 科	経済社会と情報技術の発展に対応し得る実践的知識と技術を有する「経営のエンジニア」を養成する。

(図書館)

第8条 本校に、図書館を置く。

2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

(地域共同テクノセンター)

第8条の2 本校に、地域共同テクノセンターを置く。

2 地域共同テクノセンターに関する必要な事項は、別に定める。

(情報処理センター)

第8条の3 本校に、情報処理センターを置く。

2 情報処理センターに関する必要な事項は、別に定める。

(職員組織)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第 10 条 本校に、副校長及び校長補佐（教務主事、学生主事及び寮務主事）を置く。

- 2 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐するとともに、必要に応じて校長の代理を務める。
- 3 校長補佐（教務主事）は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関するこことを掌理する。
- 4 校長補佐（学生主事）は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関するこ（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 5 校長補佐（寮務主事）は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。
- 6 校長が必要と認めた場合は、第 3 項から第 5 項以外の校長補佐を置くことができる。

第 11 条 本校に、庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第 12 条 前 2 条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第 4 章 教育課程及び履修方法

(授業期間)

第 13 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第 14 条 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成し、学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、30 単位時間（1 単位時間は、標準 50 分とする。）の履修を 1 単位として計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は、60 単位を越えないものとする。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 6 第 1 項に定める授業科目のほか、特別活動を 90 単位時間以上履修するものとする。
(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第 14 条の 2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本校における授業科目

の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項に関し、必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項に関し、必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学年の平素の成績を評価して行うものとする。

(原級留置)

第16条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る教育課程を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第17条 本校に、入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学許可)

第18条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第30条に規定する入学料を納付した者及び入学料の免除若しくは徴収猶予の申請書を受理された者に対して入学を許可する。

(編入学)

第19条 第1学年の途中及び第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、定員に欠員がある場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可するこ

とがある。

(入学手続)

第 20 条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第 21 条 転科を希望する者があるときは、校長は、選考の上転科を許可することができる。

(休学)

第 22 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

第 23 条 休学の期間は、2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して5年を超えることができない。

(復学)

第 24 条 休学した者は、休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第 25 条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第 26 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学、転学及び編入学)

第 27 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 27 条の 2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可した学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前 3 項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第 28 条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第 28 条の 2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第29条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定める。

(検定料)

第29条の2 入学、編入学又は再入学を志願する者は、願書提出と同時に検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第30条 入学にあたっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第31条 学生は、授業料年額を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

- 2 前項の授業料は、前期にあっては4月に、後期にあっては10月に納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を、申出により併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに、申出により納付することができる。

第32条 学年の中途において入学した者が前期又は、後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第33条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第34条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月その月分の寄宿料を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に納付する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際納付することができるものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予、授業料等の免除及び徴収猶予)

第35条 本校に入学する者であって、次の各号の一に該当し入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 本校に入学する者であって、次の各号の一に該当し入学料の徴収を猶予することが適当であると認められる場合に、入学料の徴収を猶予することができる。
 - (1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認

められる場合

(2) 入学前 1 年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 本校の学生であって、次の各号の一に該当し授業料の納付が困難であると認められる場合に、授業料の全額若しくは半額を免除することができる。

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 授業料の各期ごとの納期前 6 月以内（新入学者に対する入学した日に属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

4 本校の学生であって、次の各号の一に該当し授業料の徴収を猶予することが適当であると認められる場合に、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合

5 本校の学生であって、次の各号の一に該当し寄宿料の納付が困難であると認められる場合に、寄宿料の全額を免除することができる。

(1) 学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) その他やむを得ない事情があると認められる場合

6 前 5 項に関し、必要な事項は別に定める。

（授業料等の不返付）

第 36 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返付しない。ただし、第 31 条第 3 項の規定により授業料を納付した者が後期分の授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合並びに、第 31 条第 4 項の規定により授業料を納付した者が、3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料に相当する額を返付する。

2 第 34 条第 2 項により寄宿料を納付した者が退寮した場合には、申出により、その退寮した日の属する月の翌月分から当該寄宿料に相当する額を返付する。

第 7 章 学生準則及び賞罰

（学生準則）

第 37 条 学生は、この学則に定めるものほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

（表彰）

第 38 条 学生として表彰に値する行為があるときは、これを表彰することがある。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 校長は、教育上必要があると認めたときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を行うことがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第23条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第18条による入学料の免除を申請し、入学料の免除が不許可となった者若しくは半額免除の許可を受けた者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 学寮

(学寮)

第41条 本校に学寮を設ける。

- 2 入寮を希望する者は、その理由を付して、保証人連署の入寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第9章 外国人留学生

(留学生等)

第42条 外国人で本校の第2学年以上に編入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生については、定員外とすることができます。
- 3 外国人留学生についての必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第43条 本校に特定の事項に関して研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の取扱いについては、別に定める。

(聴講生)

第44条 本校に開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本校所定の授業科目のうち1又は複数の科目の履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 第1項の科目を履修した場合は、単位を認定する。

3 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条の2 他の大学等に在学中の学生で、本校所定の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 第1項の科目を履修した場合は、単位を認定する。

3 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

第11章 専攻科

(設置)

第46条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第47条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第48条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員
生産システム工学専攻	12人
物質工学専攻	4人
経営情報工学専攻	4人

(修業年限及び在学期間)

第49条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第50条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

(4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校

教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜)

第 51 条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

(教育課程)

第 52 条 専攻科の授業科目及びその単位数は、一般科目及び専門基礎科目については、別表第 3、専門科目については別表 4 のとおりとする。

(休学期間)

第 53 条 専攻科学生の休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

2 休学期間は、第 49 条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第 54 条 専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第 1 項に規定する単位の修得方法については、別に定める。

(準用規定)

第 55 条 専攻科学生については、第 3 条から第 6 条まで、第 13 条、第 14 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 20 条、第 22 条、第 24 条から第 26 条まで、第 29 条から第 40 条までの規定を準用する。この場合第 40 条第 2 号中「第 23 条」とあるのは、「第 53 条」と読み替えるものとする。

(その他)

第 56 条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年 3 月 31 日以前の専攻科入学者の教育課程は、この学則による改正後の第 52 条別表第 3 及び別表第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 学生準則

第1章 総則

(目的)

第1条 この準則は、宇部工業専門学校学則（以下「学則」という。）第37条の規定により、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。

第2条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 宣誓及び誓約書

(宣誓)

第3条 入学者は、入学式の際に所定の誓詞により校長に対し宣誓を行い、代表者が署名の上、これを提出しなければならない。

(誓約書)

第4条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学中の保証人2名が連署した誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第5条 保証人は、父母又はこれに準ずる者で、独立の生計を営み、保証事項について義務の履行ができる成年者でなければならない。

2 第2保証人は、本校所在地近辺に居住する者とする。

第6条 保証人に異動があるとき又は前条の資格を失ったときは、速やかに他の保証人を定め保証人変更届を提出しなければならない。保証人が改姓又は転居したときもまた同じ。

第3章 学生証

(学生証)

第7条 学生は、学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第8条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は退学するときには、速やかに返納しなければならない。

第9条 学生証を紛失し又は毀損したときは、速やかに交付者に届出て、再交付を受けなければならない。

第4章 休学、退学、欠席等

(休学願)

第10条 学生は、疾病その他の理由により、継続して3か月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学級担任を経て、校長に対して休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

(復学願)

第 11 条 休学した者が、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、所定の医師の診断書を添えなければならない。

(退学願)

第 12 条 学生が退学しようとするときは、退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(身上届)

第 13 条 学生は、改姓その他一身上の異動があったときは、改姓届等を速やかに校長に届出なければならない。

(宿所届)

第 14 条 学生は、校長に宿所届を提出しなければならない。

2 学生は、住所を変更したときは速やかに宿所変更届を提出しなければならない。

第 15 条 学生が、欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記して学級担任を経て、校長に欠席（欠課、遅刻、早退）届を提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引続き 1 週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

(忌引願)

第 16 条 父母近親の喪に服するときは、忌引願を学級担任を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯叔父母 1 日とする。

第 5 章 服装

(服装)

第 17 条 学生の制服については別に定める。

第 6 章 健康診断

(健康診断)

第 18 条 学生は、毎年本校で行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 19 条 校長は必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第 7 章 学生会等

(学生会)

第 20 条 本校に、学生会員をもって構成する学生会を置く。

2 学生会について必要な事項は別に定める。

(団体)

第 21 条 学生が、体育、文化等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約、指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者 2 名以上が署名押印の上、学生主事を経て、校長に学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

2 団体の規約を変更しようとするときも前項に準ずる。

第 22 条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長が許可を取り消し、又はその解散を命ずることがある。

(校外団体参加)

第 23 条 学生が、校外団体に参加しようとするときは、その団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名押印の上、学生主事を経て、校長に校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

第 24 条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取消すことがある。

第 8 章 集会

(集会)

第 25 条 学生が、校内外において集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設の名称、参加者数等を記載した集会許可願を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施については、学生主事の指示に従うものとする。

第 26 条 前条の場合、本校学生の本分に反するような行為が認められるときは、校長が、その中止を命ずることがある。

第 9 章 印刷物の配布及び販売

(印刷物等)

第 27 条 学生が、校内外において、本校名を使用して、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、印刷物発行（販売）許可願にその印刷物2部を添えて学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 10 章 掲示

(掲示)

第 28 条 学生が、校内外において、本校名を使用して、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願にその掲示物の写を添えて、その掲示物を学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第 29 条 校内に掲示するときには、本校所定の場所に掲示しなければならない。

(掲示期間)

第 30 条 掲示期間は、原則として1週間以内とする。

第 11 章 施設、設備の使用

(施設物品使用)

第 31 条 学生が、校内施設又は物品を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設の名称等を記載した使用許可願を、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りでない。

第 12 章 雜則

(準用規定)

第 32 条 この準則に定めるもののほか、この準則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

第 33 条 専攻科学生については、この規定を準用する。この場合に第 4 条中「保証人 2 名」とあるのは、「保証人 1 名」と、第 10 条、第 15 条及び第 16 条の「学級担任」とあるのは「指導教員」と読み替えるものとする。ただし、第 5 条第 2 項は適用しない。

附 則

この準則は、昭和 37 年 11 月 21 日から実施する。

(省略)

附 則

この準則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 外国人留学生の特例等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇部工業高等専門学校学則第42条の規定に基づき、外国人留学生(以下「留学生」という。)の入学及び教育課程その他に関する特例について必要事項を定めるものとする。

(入学)

第2条 留学生は、特定の学年に入学を許可するものとする。

(教育課程)

第3条 留学生の初年度における教育課程は、次学年以降の通常の授業を受けるために必要な日本語その他の学力を養うため、学則第14条の規定による通常の教育課程にかえ、特別に編成された教育課程によるものとする。

2 次年度以降の教育課程は、原則として学則第14条の規定するところによるものとする。

3 第1項の特別な教育課程の編成は、留学生の在籍する学科長及び留学生指導教員の協力を得て校長補佐(教務主事)が行い、校長の承認を得るものとする。

(授業料)

第4条 国費外国人留学生については、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

(留学生指導教員)

第5条 留学生の学習及び生活に関して、必要な指導助言を与えるため、留学生指導教員(以下「指導教員」という。)を置く。

2 前項の指導教員は、原則として、留学生が在籍する学科の教員の中から、当該学科長の推せんに基づき、校長が任命する。

3 指導教員の任期は、1年間とし、再任は妨げない。

(留学生相談員)

第6条 留学生に対して、学習上の援助及び日常生活上の助言等を行うため、留学生相談員(以下「チューター」という。)を置く。

2 前項のチューターは、原則として、当該留学生と同一学科の学生の中から指導教員等の推せんに基づき、校長が委嘱する。

3 チューターは、その職務に関し、必要に応じ留学生の相談に応じるとともに定期的に指導教員等に連絡し、その指導を受けるものとする。

(住居)

第7条 留学生は、原則として学寮に入寮するものとする。

2 入退寮に係る手続き及び在寮に要する経費の負担については、別に定めるものとする。

(事務処理)

第8条 留学生に関する事務は、学生課が行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、実施についての必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 研究生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、本校の研究生に関し必要な事項について定めるものとする。

(研究生)

第2条 本校において、特定の事項の研究を希望する者は、研究生として入学をすることができる。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 本校において高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 専攻科の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校専攻科を修了した者
- (2) 本校において高等専門学校専攻科を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第4条 研究生の入学の時期は、原則として月始めとする。

(出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、原則として入学する時期の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (4) 現に職を有している者は勤務先所属長の承諾書

(入学者の許可)

第6条 校長は、前条の入学志願者について選考のうえ、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

(指導教員)

第7条 校長は、研究生の指導・助言を行うため、指導教員を置くことができる。

(研究課題)

第8条 研究生は、特定の事項に関する研究を行うため、研究課題を設けるものとする。

(研究期間)

第9条 研究生の研究期間は、原則として3か月以上1年以内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

2 前項の規定により延長を願い出るときは、研究期間延長願により校長に願い出なければならない。

3 第1項の規定により研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料等の額)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)の定めるところによる。

(授業料の納付)

第11条 研究生の授業料は、所定の期日までに研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、学期ごとの期間に分けて、それぞれ当該期間に係る授業料を納付することができる。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料の不返付)

第12条 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

(授業)

第13条 研究生は、指導教員の指導により、研究上必要なときは、担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

(研究報告)

第14条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

(修了証書)

第15条 校長は、所定の研究の修了を認定した研究生に対して、修了証書を交付することができる。

(特別費用)

第16条 研究に必要な特別な費用は、研究生の負担とする。

(他の研究への従事)

第17条 研究生が他の研究に従事しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 研究生が退学しようとするときは、研究生退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 本校の諸規則に違反した者、指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事由により成業の見込みのない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。
(準用規定)

第 19 条 本校の学生に関する諸規則は、研究生にも準用する。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 科目等履修生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第45条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項について定めるものとする。

(科目等履修生)

第2条 科目等履修生とは、本校の学生以外の者で、単位修得を目的として本校が開設する授業科目のうち、1又は複数の授業科目を履修する者をいう。

2 科目等履修生が履修できる科目は、講義科目のみとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施規則第150条第1号から第5号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(4) 本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 専攻科に科目等履修生として入学することのできる者は、学則第50条の規定を準用するものとする。

(入学の時期)

第4条 科目等履修生の入学は、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生入学願

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業（修了）証明書

(4) 現に職を有している者は勤務先所属長の承諾書

(5) その他必要な書類

(入学許可)

第6条 校長は前条の入学志願者について選考のうえ、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付するとともに、誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

第7条 校長は、科目等履修生の指導・助言を行うため、指導教員を置くことができる。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により延長を願い出るときは、履修期間延長願により校長に願い出なければならない。
- 3 第1項の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。
(履修方法及び履修成績の評価)

第9条 科目等履修生の履修方法及び履修成績の評価については、宇部工業高等専門学校教務規則を準用する。

(科目等履修成績証明書)

第10条 校長は、科目等履修生の願い出により、科目等履修成績証明書を交付することができる。

(授業料等の額)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)の定めるところによる。

(授業料の納付)

第12条 科目等履修生の授業料は、所定の期日までに履修科目に係る全額を納付しなければならない。

- 2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料等の不返付)

第13条 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

(退学)

第14条 科目等履修生が退学しようとするときは、科目等履修生退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 本校の諸規則に違反した者、指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事由により成業の見込みのない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(準用規定)

第15条 本学の学生に関する諸規則は、科目等履修生にも準用する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(6) 特別聴講学生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇部工業高等専門学校学則第45条の2の規定に基づき、本校の特別聴講学生に関し必要な事項について定めるものとする。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書（所定様式）を所属の大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、選考の上、校長が決定する。

(指導教員)

第6条 校長は、特別聴講学生の指導・助言を行うため、指導教員を置くことができる。

(履修科目)

第7条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、専攻科の科目とし、当該大学等との協議によるものとする。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料については、当該大学等との間で、相互に不徴収とされている場合は徴収しない。

(単位の認定)

第9条 履修科目に係る単位の認定は、本校の専攻科の授業科目の履修等に関する規則によるものとする。

(単位修得等証明書)

第10条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 本校の諸規則に違反した者もしくは指導教員の指示に従わない者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みが無い者に対して、校長は退学させことがある。

(準用規定)

第12条 本校の学生に関する諸規則は、特別聴講学生にも準用する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)